

国民の声に対する対応状況(平成26年度下半期分)

対応可能なもの

(1件)

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(1件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>法務局内に設置されているテレビについて、誰も視聴していないのにつけているのは何のためでしょうか。また、喫煙所は、他のスペースに活用できませんか。</p>	<p>法務局に設置されているテレビ及び喫煙所に関する御意見です。</p> <p>法務局の窓口では、登記事項証明書の取得等のため利用者の出入りが頻繁にあり、断続的にお待ちいただく利用者がいることから、行政サービスの一環として、テレビを常時視聴できるようにしています。しかしながら、時間帯によっては、必ずしもテレビを常に視聴することができるようにしておく必要がない場合もあると考えられますので、御意見を踏まえて、各法務局に対して、単に視聴可能な状況にしておくのではなく、頻繁に来庁者が出入りする時間帯のみに限定するなど、指導してまいります。</p> <p>また、喫煙所につきましては、喫煙されるお客様を考慮し、喫煙されないお客様の受動喫煙の防止に留意しつつ設置しているものです。</p> <p>頂いた御意見につきましては、今後の法務局の行政サービス及び庁舎運営の参考にさせていただくとともに、今後とも適正な予算の執行に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>

現時点では対応困難なもの

(21件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (21件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>早期に死刑を執行すべきである。死刑を執行しないことは、税金の無駄遣いである。</p> <p>(上記と同旨 合計4件)</p>	<p>死刑確定者に対する刑の執行に関する御意見です。</p> <p>一般論として、死刑は、人の生命を絶つ極めて重大な刑罰でありますので、その執行に際しては、司法の判断を尊重しつつ、関係記録を十分に精査し、刑の執行停止、再審、非常上告の事由等の有無等を慎重に判断し、これらの事由等がないと認めた場合に初めて死刑執行命令を発することとし、慎重かつ厳正に対処するものであることを御理解願います。</p>
<p>下記のような記事を読みました。</p> <p>北海道旭川市の旭川刑務所が、受刑者用のベッド付きの個室を導入した。法務省矯正局によると、山口県美祢市や島根県浜田市などにある官民協働方式の刑務所ではベッド付きの個室を導入した例があるが、国が管理運営する刑務所では全国初という。(朝日新聞デジタル)。記事にはテレビもついていると書いてあり、明らかに必要ないと思います。</p> <p>刑務所は、犯罪行為に対して罪を償うところであり、犯罪者の宿泊施設ではありません。刑務所は厳しい環境にし、受刑者には2度と入りたくないと思わせる必要があると思います。また、受刑者が高齢者でも犯罪者には何の変わりもなく、この人たちが起こした犯罪で、迷惑をした被害者がたくさんいるのを忘れないでください。高齢受刑者でも厳しい環境で罪は償うべきです。たとえ、刑務所の劣悪環境で命を落としても、それは仕方がないことでしょう(病気になっても手厚い処置の必要なしと思います。)</p> <p>刑務所の環境を良くすることが人権を保護する先進国ではないと思います。こういうところばかり、欧米化しないでください。刑務所は中国のクオリティで十分です。</p> <p>一度、国民にこの件について確認したほうが良いと思います。完全に民意を無視した施策と思います。</p> <p>(上記と同旨 計3件)</p>	<p>刑務所の設備に関する御意見です。</p> <p>旭川刑務所は、執行すべき刑期が10年以上の受刑者を収容する施設であるところ、受刑者の高齢化に伴う身体の疾患者の増加、また、精神的に不安定な受刑者の居室内の汚損や共同室における受刑者間のトラブル等も散見されたことから、高齢者や身体疾患がある受刑者の寝起き等への配慮や汚損された居室の清掃にかかるコスト負担の軽減、さらには、受刑者間のトラブル防止の秩序維持の観点から単独室やベッドの導入の試みを行ったものですので、御理解願います。なお、テレビについては、犯罪の責任を自覚させ、社会生活に適応するために必要な知識及び生活態度の習得といった再犯防止に向けたDVD、録画した教育・報道番組を視聴させています。</p>
<p>千葉少年鑑別所の職員の中に、自宅に帰宅する際、近隣の施設や管区などに出張と称して出掛け交通費を浮かしたり、業務出張と称して沖縄、九州、北海道など全国の観光地に出掛けバカンスを公費で楽しんでいたり、電車通勤で申請し、自家用車やバイク通勤で通勤手当を着服している職員がいます。そのような公費の無駄遣いが、出張などの名目で隠され、無駄に支出されている現状は見過ごせません。</p>	<p>少年鑑別所職員の旅費や通勤手当に関する御意見です。</p> <p>御指摘を踏まえ、調査を実施したところ、旅費の不正受給、公費による観光及び交通費の不正受給となるような事実は確認されませんでした。今後も同様の御批判を受けることのないよう、引き続き適切な公費の執行等を行ってまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>受刑者が再び罪を犯す(再犯)や刑務所への再入所が話題になっていますが、最も効果的な再犯防止は、二度と入所したくないと思わせることではないですか。食えなくなったらまた行こう、遊園地や娯楽施設では無いですよ、刑務所って。</p> <p>一泊二食、最低でも2千円(相当甘い査定ですよ)は、負担させましょうよ。何で、悪いことした人に飯や風呂まで提供しなければいけないの。本人が払えなければ、親兄弟親戚一同から徹底的に徴収しましょうよ。医療費は当然自己負担、刑務所の外に居れば無料の医療なんてないですよ。何で悪い事した人の医療が無料で、一生懸命刑務所の外で苦勞してる人が、お金が無くて、医療を受けられず、野垂れ死にしなければいけないんですかね。本当に真面目に2度と来たくない場所に、刑務所をしましょうよ。</p> <p>それとも、人権第一で、晩酌でも、夕飯に付けましようかねってお話でしょうか。</p>	<p>再犯防止に関する御意見です。</p> <p>刑務所では、受刑者が再び罪を犯さないようにするため、(1)自分が犯した罪の重さや責任を自覚させる、(2)立ち直りたいという本人の意欲を呼び起こして、社会生活に適応できる能力を身に付けさせることを方針として、受刑者一人ひとりが抱える問題性や生活環境に応じた様々な矯正処遇を受刑者に義務付けて実施しております。</p> <p>また、国は、被収容者の行動の自由を制限し、生活の全般にわたって規制していることから、その保健衛生及び医療は身柄を強制的に拘束する国の重要な責務であり、引き続き適切な予算執行を行ってまいります。</p>
<p>宮城刑務所において、職員レクとして駅伝大会が実施され、その後、炊き出し訓練と称して、飲み会が行われた。</p> <p>訓練のはずなのに、詳細な計画が記載された起案文書は作成されていない。その上、訓練で、ビールまで出て、それを飲んでも不問であった。</p> <p>こんなことに国の経費を使っているものなのか。発覚したら大変なことになるのではないか。</p> <p>ちなみに、駅伝大会のために、発電機までレンタルしていたけど、これも金の出処は不明。どこから金を作ったのか。</p> <p>職員会の経費を使ったにしても、職員からの承諾を得てないから、流用したってことになるかもしれませんね。</p> <p>こういうことって許されざることですよ。国が動けないならオンブズマンとかに動いてもらって、白黒ははっきりさせたほうがいいと思います。</p>	<p>刑務所における訓練及び職員レクリエーションに関する御意見です。</p> <p>御指摘を踏まえ、調査を実施したところ、炊き出し訓練及び職員レクリエーションを開催した事実は認められるものの、同訓練中の飲酒及び国費を使用した職員レクリエーションの開催事実は確認されませんでした。今後同様の御批判を受けることのないよう、引き続き適切な施設運営を行ってまいります。</p>
<p>ヘイトスピーチポスター等の広告は、日本人に対する言論弾圧ではないですか。</p> <p>また、このような広告は、時間と税金の無駄遣いです。</p> <p>(上記と同旨 合計7件)</p>	<p>ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動に関する御意見です。</p> <p>近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。</p> <p>近時、このヘイトスピーチが、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、更に社会的な関心が高まっている上、平成26年7月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解及び同年8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解で、政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されています。</p> <p>また、このような情勢の中、与党を始めとする各党や国会の審議においても、ヘイトスピーチに関する議論が活発となっています。</p> <p>こうした中、法務省の人権擁護機関では、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え、こうしたヘイトスピーチがあってはならないということ、御理解いただきやすい形で表した、より効果的な各種啓発・広報活動等に積極的に取り組んでいます。</p> <p>啓発活動については、様々な御意見があるところですが、今後とも、効果的・効率的な啓発活動の実施に努めてまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>千葉少年鑑別所に子供がお世話になりました。その際、入浴や本の交換の後ろで先生方が携帯電話で投稿や何かを見ていたり、何かの取引をしていたそうです。ほかの先生が来たとき、書き込み終わったとか、いくら儲かったと小声で話をしていたそうです。勤務時間中にそのようなことが許されているのでしょうか。</p>	<p>職員の服務に関する御意見です。 御指摘を踏まえ調査を実施したところ、御意見のような事実は確認されませんでした。なお、少年鑑別所では、在所者が生活する収容区域に、職員が携帯電話を持ち込むことを禁止していますが、今後、同様の御批判を受けることがないように、引き続き適切な指導等を行ってまいります。</p>
<p>千葉少年鑑別所の受付窓口にいる女性ですが、昼間から机に伏して寝ていたかと思うと、切れたように騒ぎ出したりと、病気か何かでしょうか。何も仕事らしい仕事はしていないようですし、病気ならば休ませるなどの対応が必要だと思えます。</p> <p>他の職員も菓子を食べていたり、話ばかりして仕事をしているようには見えません。男性の中には、1時間に何回もタバコを吸いに行く職員もいて、どんな仕事をしているのでしょうか。面会待合室から見ていると、とても仕事をしているようには見えませんでした。よく市役所の窓口などと比較されることがあると思いますが、とても比べ物にならないほど働いているようには見えません。給料を払ったり、税金で養うのは無駄だと思います。もっときちんと仕事をさせるか、辞めさせてください。</p>	<p>職員の服務に関する御意見です。 御指摘を踏まえ調査を実施したところ、御意見のような事実は確認されませんでした。今後、同様の御批判を受けることのないよう、引き続き適切な指導等を行ってまいります。</p>
<p>子供が千葉少年鑑別所に入っています。面会の待ち時間が長い割りに、面会時間は10分から15分程度です。文句を言ったところ、部屋から子供をつれてくる時間などを含めて15分だといわれました。職員が少ないので仕方ないとも言われました。しかし、受付窓口や事務室では笑いながら井戸端会議をしている職員が多く、タバコなども15分程度おきに吸いに行っていました。そういった人たちに面会をしてもらえば、面会時間も長くなると思うのですが、どうしてしてもらえないのですか。面会の待合室にも話し声が聞こえてきますが、テレビや食べ物の話ばかりしていました。</p>	<p>職員の服務に関する御意見です。 御指摘を踏まえ調査を実施したところ、御意見のような事実は確認されませんでした。今後、同様の御批判を受けることのないよう、引き続き適切な指導等を行ってまいります。</p>
<p>千葉少年鑑別所に行ったところ、受付にいた職員が寝ていた。机の周囲には菓子やジュースがたくさん置いてあり、とても仕事しているようには見えない。呼んでもおきなかったが、責任者と思しき男性職員に言われてほかの部屋に移って寝ていた。体調が悪いなら休ませるべきだし、そうでなければ注意すべきだと思う。それは一度や二度ではない。</p> <p>時々、男性職員に怒鳴っていたり、受付においておくべき人材ではないのではないかと。ほかにもひげや鼻毛の伸びた、洗濯もしていない服を着た汚らしい身なりの男性職員もいたり、犯罪者の収容施設だからと考えているのか。上司や責任者も同様、給料泥棒だ。</p>	<p>職員の服務に関する御意見です。 御指摘を踏まえ調査を実施したところ、御意見のような事実は確認されませんでした。今後、同様の御批判を受けることのないよう、引き続き適切な指導等を行ってまいります。</p>



職員の意見・提案に対する対応状況(平成26年度下半期分)

対応可能なもの

(1件)

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(1件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>保護局関係の研修では、民間の方に研修生旅費で旅行依頼をすることが多いが、研修等日額旅費では、東京都内においても30日未満の期間で旅館等に宿泊する場合、1日5910円となる。都内のビジネスホテル等でも一泊8000円以上というところが多く、研修生旅費で出張を依頼した際には、交通費や宿泊費のみで赤字となる状態となっている。</p> <p>民間の方は年金生活者も多く、基本的な交通費や宿泊費の分も支払われないのはおかしいという苦情を恒常的に受けており、このような状態では業務に協力できないという声があるため、早急に増額していただきたい。</p> <p>なお、地方都市開催の研修においても同様で、特に民間の方々との連携に支障を生じているので、早急に改善していただきたい。</p>	<p>民間の方々の旅費についても、職員の旅費と同様に法令等に基づいて支給されるものであり、日額旅費の在り方を当省限りの判断で決定することは困難であるが、費用負担の実態等の把握に努め、必要に応じて対応を検討してまいりたい。</p>